

基本方針

わが国経済の活力の源泉である中小企業者とともに歩む当協会は、環境の変化に対応して事業展開していく中小企業者のニーズに的確・迅速に応えるため、より一層中小企業者の立場に立った運営を行うとともに、当協会自らの経営基盤の充実と健全性を高めることに努めてまいります。

1 適正保証の推進

経営の発展に努める中小企業者自らが培ってきた信用力を評価するとともに、将来性や真摯な経営意欲を汲み取って信用保証を行い、中小企業者の健全かつ円滑な金融を実現するよう努めてまいります。

- (1) 個々の中小企業者の実情に即したきめ細かな対応により、事業の発展に取り組む中小企業者を支援します。
- (2) 創業に向けて努力する中小企業者を支援します。
- (3) 社債の発行等資金調達が多様化に取り組む中小企業者を支援します。

2 経営支援の充実

金融機関や関係機関との連携を図りながら、中小企業者の経営改善や事業再生を推進するとともに、ビジネスフェア、産学連携等を通して、元気で活力ある中小企業者へのサポートの充実に取り組んでまいります。

3 条件変更への弾力的な対応

保証の後、中小企業者に業況変化が発生した場合は、中小企業者の実情に沿って適切に対応します。当初の返済(貸付)条件を履行することが困難となった場合でも、返済金額の減額または保証(貸付)期間の延長等によって、返済を継続することができる場合には、貸付金融機関と連携を図りつつ、返済条件の変更に弾力的な対応をいたします。

4 求償権回収と再生支援への取組み

求償権回収は、信用補完制度の健全な運営と発展のために欠くことは出来ません。求償権の回収にあたっては、債務者の実情に配慮しつつ、きめ細かな求償権管理を行い、公平かつ厳正な回収の促進に努めてまいります。そして、再生に向けて努力する企業に対しては、事業再生を支援し、さらには保証人等の生活再生に寄与してまいります。

5 業務改善と効率化の推進

環境の変化ならびに中小企業者、金融機関の多様なニーズに対応し、かつ、経営基盤の充実と健全性を確保するため、なお一層の業務の改善と経営の効率化を促進してまいります。



第5次中期事業計画(平成30年度～平成32年度)

東京信用保証協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまと真摯に向き合い、安定的な資金調達や経営改善・生産性向上に貢献するため、金融と経営の両面から全力で支援します。支援にあたっては、個々の経営状況を丁寧に把握し、最適な支援に向けて金融機関と連携して円滑な資金供給と経営課題の解決に取り組みます。

以下に掲げる主要項目を業務運営の基本方針として、中小企業・小規模事業者にとって、なくてはならない存在となることを目指します。

金融機関と連携した支援の推進

金融機関との間で事業の特性や経営課題などの企業情報等について情報を綿密に共有します。その情報を基に、中小企業・小規模事業者の皆さまにとって最も有益な支援に向けて、金融機関と信用保証協会がそれぞれの役割を分担しながら、円滑な資金供給や的確な経営支援を行います。

政策保証等の推進

信用補完制度は中小企業支援の重要な柱であると認識し、国や東京都を始めとする地方公共団体が実施する制度融資について、積極的かつ適切に取り組みます。特に政策課題である創業支援、小規模事業者支援、事業承継支援については、拡充・新設された制度などを活用し、課題解決に向けた支援を充実することで、都内経済の活性化と持続的成長に貢献します。

また、「経営者保証に関するガイドライン」については、その趣旨を踏まえ、適切に対応します。



経営支援の充実

金融機関と連携した支援に加え、中小企業診断士を始めとする各種専門家を派遣し、経営課題の洗い出しや改善計画等の策定支援を行います。また、「経営サポート会議」を積極的に開催し、取引金融機関等による金融支援の合意形成を促すことで、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営改善及び事業再生を後押しします。

コンプライアンスの徹底

公的機関としての使命・社会的責任を果たすため、コンプライアンスの徹底に取り組みます。反社会的勢力等に対しては関係機関との情報共有を迅速かつ適切に行い、毅然とした態度でその一切を排除します。



令和2年度経営計画

1. 業務環境

景気は、個人消費などの一部に弱い動きがあるものの、緩やかに回復しています。また、先行きについては、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、感染症拡大が経済に与える影響に十分注意するとともに、通商問題を巡る海外経済の動向や金融資本市場の変動等にも留意する必要があります。

2. 業務運営方針

中小企業・小規模事業者の皆さまと真摯に向き合い、金融機関・関係機関と連携して金融支援と経営支援に全力で取り組みます。特に外部環境の変化により、経営や資金繰りに支障が生じている中小企業・小規模事業者の皆さまに対しては、機動的かつ迅速な支援を実施します。

また、「経営者保証に関するガイドライン」については、その趣旨に鑑み、金融機関の支援方針、財務状況等を踏まえて適切な対応に努めます。

(1) 金融機関と連携した支援の推進

金融機関との間で事業の特性や経営課題などの企業情報、支援状況や今後の支援方針等について情報を綿密に共有し、金融機関と協会がそれぞれの役割を分担しながら、安定的な資金調達を支援します。

(2) 国、地方公共団体等が実施する制度融資の推進

国、東京都、区市町等が実施する制度融資について、その制度趣旨を踏まえ、積極的かつ適切に取り組みます。特に東京都中小企業制度融資については、東京都融資目標額を踏まえ、都内中小企業・小規模事業者の皆さまの資金繰り円滑化に万全を期すため、東京都と連携して、あらゆる状況に適切に対応できるよう組織を挙げて万全の態勢で臨みます。

また、感染症拡大、大規模な経済危機や災害等の影響により、中小企業・小規模事業者の皆さまの経営や資金繰りに支障が生じる場合は、機動的かつ迅速な金融支援に努めます。

(3) 創業支援の推進

創業後5年未満のアーリーステージにある中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、創業支援を一層推進します。支援に当たっては、低い信用保証料率が適用される制度融資等を活用することで創業期の資金繰り安定に貢献します。

また、事業の進展とともに生じる経営課題の解決に向けて窓口相談や専門家派遣等を積極的に行い、金融と経営の両面から総合的かつ継続的な支援に取り組みます。

(4) 小規模事業者支援の推進

事業の発展・成長局面から再生局面に至るまで、小規模事業者の皆さまにとってメリットの多い保証制度等を有効に活用しつつ、金融機関・関係機関と連携しながら、企業の経営を支え続けます。

(5)事業承継支援の推進

事業承継の段階における資金調達に当たっては、金融機関・関係機関と連携し、一定の要件を満たす中小企業・小規模事業者の皆さまについては経営者を含めて保証人を徴求せず、さらに、専門家による支援・確認を受けた場合には信用保証料の引下げを行う「事業承継特別保証制度(令和2年4月1日創設)」を始め、東京都制度融資「事業承継融資」等を活用した金融支援により、円滑な事業承継を積極的に後押しします。

(6)経営支援の推進

中小企業・小規模事業者の皆さまと対話を重ねて経営状況や経営課題を把握し、金融機関と情報交換を行いながら、皆さまにとって有益となる支援策を実施します。また、創業、経営改善・生産性向上、事業承継といった経営課題の解決に意欲的な中小企業者・小規模事業者の皆さまに対して、専門家派遣を活用します。

さらに、当協会が事務局を務める「東京企業力強化連携会議(通称：元気・東京ネットワーク)」や個別企業の経営改善及び資金繰り改善を後押しする「経営サポート会議」を通じて、経営支援を実施します。

(7)経営改善、資金繰り改善のための金融支援

経営環境の変化等によって業績が悪化した企業や返済条件の緩和を行った企業に対して、財務情報の取得など経営状況の把握に努めるとともに、金融機関等と連携して、専門家派遣や経営改善計画策定支援等による経営改善、借換保証や改善サポート保証等を活用した資金繰り改善に取り組みます。

(8)相談態勢の充実

中小企業・小規模事業者の皆さまが気軽に相談できる信用保証協会を目指して、相談窓口の充実を図り、保証制度や経営支援策の提案など多様なニーズに応じたサポートを行います。さらに、海外展開や事業承継などに関するご相談は、部支店とともに専門のサポートデスクが対応し、公益財団法人東京都中小企業振興公社や東京都事業引継ぎ支援センター等の関係機関と連携しながら、有効な解決手段の提供を図ります。

(9)コンプライアンスの徹底

公的機関としての使命・社会的責任を果たすため、コンプライアンスの徹底に取り組みます。反社会的勢力等に対しては関係機関と情報共有を迅速かつ適切に行い、毅然とした態度でその一切を排除します。

3.保証承諾等の計画

令和2年度の保証承諾等の主要業務数値(計画)は、以下のとおりです。

保証承諾	1兆2,000億円
保証債務残高	2兆7,600億円
代位弁済	550億円
回収	110億円

*本計画は、新型コロナウイルス感染症に係る各種保証制度が創設される前に作成したものです。